

マイナポイントの受け取りが 12月末まで延長されました！

現在、国の消費活性化策として、マイナポイントの付与を行っています。マイナポイントは、4月末までにマイナンバーカード(写真付き)の申請した人を対象に、キャッシュレス決済サービスで使えるポイントが1人最大5,000円分もらえるお得な制度です。

●マイナポイントの付与について

マイナポイントが付与されるためには、申し込み後、12月末までのチャージまたはお買い物が必要です。まだマイナンバーカードを受け取っていない人は、予約の上、お早めに伊豆長岡庁舎市民課窓口にお越しください。

●マイナンバーカードの交付(事前予約制)

窓口/市民課(伊豆長岡庁舎)
受付時間/平日8時45分~16時30分
(木曜日のみ18時30分まで)

持ち物/市民課から送付された「個人番号カード交付のお知らせ」をご覧ください。

●マイナポイント申し込み

窓口/市民課(伊豆長岡庁舎)
受付時間/平日8時30分~17時15分
(木曜日のみ19時まで)
持ち物/マイナンバーカード(写真付き)、交付時に設定した4桁の暗証番号、マイナポイントを取得したいキャッシュレス決済の媒体(カードやスマートフォンなど)

市民課
055(948)2901

市営住宅入居者募集

市営住宅の入居者を募集します。希望する人は、内容を確認のうえ、期限内に申し込みください。

◆申込資格

- ① 次の要件をすべて満たす人
- ② 市税などの滞納がないこと
- ③ 同居親族があること(障害者、60歳以上の人、DV被害者は単身可)
- ④ 世帯の合計所得額から各種控除額を差し引きし、12で除した額が15万8千円以下であること(障害者、60歳以上の人、小学校入学前の子どもがいる人は21万4千円以下)
- ⑤ 持ち家がないこと
- ⑥ 現在公営住宅に入居していないこと
- ⑦ 暴力団員でないこと
- ⑧ 連帯保証人が1人必要です。

◆募集要項・申込用紙の配布・受付期間

11月1日(月)~12日(金)(平日のみ) 8時30分~17時15分
※募集要項・申込用紙の配布・受付は、管財営繕課(伊豆長岡庁舎)の窓口のみで行います。郵送や各支所では行いません。
※詳しくは、直接問い合わせください。

◆入居者を募集する市営住宅 入居予定日: 令和4年1月5日(水)

名称(住所)	建設年度	構造	募集戸数	家賃
旭平住宅(下畑630)	昭和61年度	PC造2階建て3DK(一般型)	3戸	15,200円 ~29,900円
新帝産台住宅(吉田1021-8)	昭和57年度	PC造2階建て2DK(一般型)	1戸	14,800円 ~29,000円
帝産台住宅(大仁1-12)	昭和63年度	RC造4階建て3DK(一般型)床面積67.9㎡	1戸(4階1戸)	17,800円 ~34,900円
		RC造4階建て3DK(一般型)床面積68.5㎡	3戸(3階1戸・4階2戸)	17,900円 ~35,200円
		RC造4階建て3DK(一般型)床面積64.9㎡	1戸(4階1戸)	17,000円 ~33,300円
桜木町住宅(田京57-2)	昭和60年度	PC造2階建て2DK(一般型)	1戸	15,600円 ~30,700円

管財営繕課
055(948)1429

11月22日~12月3日の間は

「最大辺が30cmを超える」ものを 燃やせるごみに入れないでください

長岡清掃センター改修工事に伴い、11月22日(月)~12月3日(金)の期間は、三島市にごみを搬出し、焼却します。
三島市では、最大辺または径が30cmを超えるものを収集しないこととなっているため、期間中、このような燃やせるごみを出さないよう、ご協力をお願いします。

●対象者

- ・長岡地区、大仁地区のごみ集積所に出す場合
- ・長岡および大仁清掃センターに直接ごみを搬入する場合

●なぜ30cmを超えるものを

三島市の焼却炉には破砕機がなく、炉の入口でごみが詰まってしまう恐れがあるため、出せなくなっています。

●30cmを超えるものを

集積所に出してしまったら? 違反ごみとはしませんが、12月6日(月)以降の回収まで集積所に残り残すこととなります。生ごみが入っている場合には、持ち帰ってもらう場合があります。

●指定ごみ袋にも制限があるの?

30cmを超えるものが入っていないければ、全ての大きさのごみ袋(45L、30L、15L)が使用できます。

●30cmを超える物の例

- ・衣類やバスタオルなどで、30cm以下に小さく切らずにそのままの状態のもの
- ・最大辺が30cmを超えるカバンやぬいぐるみなど

最大辺が30cmを超える家具の一部や木の枝など

廃棄物対策課
055(949)6805



ごみは「指定のごみ袋」で「指定の場所」へ!

家屋を取り壊したときは一報を!

税務課 055-948-2907

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として所有者へ課税しています。届出がない場合、取り壊した家屋に誤って課税されてしまう原因になりますので、ご協力をお願いします。

●登記済家屋を取り壊したとき

法務局で「滅失登記」の申請をしてください。ただし、滅失登記を行わないとき、または滅失登記の申請が12月末日までに間に合わないときは、「家屋滅失届」を提出してください。

※今年以前に取り壊した家屋に誤って課税されている場合は、取り壊した日を確認できる書類(解体証明など)を添付して提出してください。

※「家屋滅失届」は市HPまたは税務課窓口にて入手できます。

●未登記家屋を取り壊したとき

「家屋滅失届」を提出してください。

